

新潟市建築部一者随意契約審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 新潟市建築部が契約する物品購入、業務委託及び賃貸借の一者随意契約の適正運用を確保するため、建築部一者随意契約審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第2条 委員会は、1件500万円以上の物品購入、業務委託及び賃貸借について一者随意契約を行おうとするときは、その随意契約が適当であるかを審査する。ただし、本庁審査委員会または区役所審査委員会で審査する案件に該当する場合は、この限りではない。

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置き、委員長には建築部長を、副委員長には住環境政策課長をもってこれに充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長共に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、急施を要し、委員会の会議を開く時間のないときは、関係委員に回議して、これに代えることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、住環境政策課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

部	委員
建築部	建築部長 住環境政策課長 建築行政課長 建築保全課長 公共建築課長